

令和4年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議概要

日 時：令和4年7月1日（金）13：00～14：30

場 所：長浜市役所1階 多目的ルーム1

出席者：【委 員】中村委員（座長）、山崎委員（副座長）、林委員、加藤委員、北川委員、
太田委員、佐野委員、下川委員、橋本委員、増田委員、野坂委員

【事務局】健康福祉部：鶴飼部長、宮川次長

しょうがい福祉課：中上、真壁、富永、吉田

欠席者：雑賀委員

《開会》

1. あいさつ

長浜市健康福祉部長から開会の挨拶があった。

2. 自己紹介

出席委員から自己紹介があった。

事務局から欠席委員及び委員交代の報告、事務局の自己紹介があった。

資料の訂正「協議会委員 滋賀県立長浜養護学校算委員から増田委員に交代」について報告があった。

3. 座長・副座長の承認について

昨年度に引き続き、座長に中村委員、副座長に山崎委員が承認された。

4. 議事

(1) 「手話で共に暮らす長浜市手話言語条例」について

別紙資料により事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

手話言語条例は県レベルで設定するよう、ろうあ団体から要望書が出ていたが、たまたま差別解消にともなう滋賀県条例の策定と時を同じくして、差別解消の条例の中に手話に関する課題を組み入れるのか単独で手話言語条例を策定するのか紛糾したという経過があったと認識している。現在の市と県との進捗状況はどうなのか。また、ろう者の役割について、市における役割と県における役割と住み分けがなされているのか不安である。そのあたりの状況について説明をお願いしたい。

(事務局)

市の責務としては関係機関と団体と連携しながらろう者の方が地域で社会生活を行いやすいような環境を構築するための施策に取り組んでいく必要があると考えている。また、災害時の迅速に適切な情報提供ができるような体制を整備することも市の役割であると考えている。県の条例はまだ策定中ということであるが、県は県なりの役割を担っていただけたらと考えている。

(委員)

例えば具体的に手話通訳士がどの規模で動ける体制があるのか、また活動エリアについて制約があるのかについてお伺いしたい。

(事務局)

手話通訳士の派遣については要綱で定めている。その内容についても今後施策を展開していく中で検討していきたい。

(委員)

手話通訳士派遣をどこが担うのか。

(事務局)

市で要綱を定めており、市で手話通訳士の派遣を行っている。

(委員)

その規模はどの程度か。登録者が何名おられるのか等、規模をお伺いしたい。また、その規模が例えば登録者数が10人であれば、長浜市としては倍の20人を確保するといったように、漠然と抽象的なものではなく、具体的にどうしていくのかある程度数字的な目標が必要ではないか。当事者の方とお話しをする中でも派遣可能なエリアに制約がある等、運用方法にまだまだ硬直した部分があるのではないかと認識している。滋賀県で一番手話通訳士の多い市にするという思いの元、手話通訳士を何人に増やすとか湖北圏域外にも派遣エリアを広げる等といったことに取り組んでいくのが良いと思うがどうお考えか。

(事務局)

現在長浜市には手話通訳士が1名、手話通訳者が4名おられる。毎年手話奉仕員養成講座を実施しており、受講者の中にはさらに上を目指される方もおられ、ボランティア活動を実施している方もおられる。まだまだ手話通訳士等は足りていないと認識しているので、今後も養成講座等の取組を通じて増やしていきたいと考えている。数値目標については今後施策を検討していく中で決めていきたい。

(委員)

いま5人くらいであるのなら倍くらいというように大体でもいいので数値目標を設定する方が良いと思う。また派遣圏域については、いままでから団体と行政で議論がなされてきている。手話言語条例のひとつの順序として、国連の権利条約からおりてきているという流れがある。手話は言語として認識してほしいという権利主張を実現するひとつの方法として、エリア問わず手話通訳士を派遣する施策を実施すべきと思う。それは世界中で手話言語法を作る中で、それがなければ権利条約に批准していないと言われる程に重要な案件である。

手話をひとつの言語として認めることがいかに必要かということは、ろう者関係団体も強烈に主張をされてこられた。全日本ろうあ連盟の理事長は滋賀県在住の方であり、その方が県へ条例制定を要望しているにもかかわらず進捗が芳しくなく、長浜市にもここまできている情報も流していないのか長浜市が聞いていないのか分からないが、そういった状況であることは釈然としない。

言いたいこととしては漠然とした条例ではなく、数値目標を定めてそれに向けた取り組みを行っていくべきだということ。

(事務局)

条例の中で第8条に施策の推進について書かれている。条例の中なので、具体的に手話通訳士を何人にするということは記載ができないが、この第8条がある中で、ここには書けていない基本的な方針と実行のプランについて、いまおっしゃったような手話通訳士を何名にするといったような計画を含めてこの第8条に基づいて今後整理していこうと考えている。まずはこの条例の基本形を作ってその中身をこれから方針とともに合わせて再整備をさせていただきたいと考えている。いまおっしゃっていただいたご意見を踏まえて、計画に盛り込んでいきたい。

(座長)

私も同じようなことを考えていた。委員のおっしゃることはもっともであるが、条例の文言としては明確な人数を書くのは違和感がある。ひとつのやり方としては、次回のしょうがい福祉プランの策定時に数値目標を取り入れることができないかと思う。次回策定が2年後予定なので遅いという気がするが、どちらかというと数値目標はそちらの方がしっくりくるのではないか。あるいは数値目標だけではなく使い勝手の良い制度にするといったことも考えられるので、その際に具体的な施策や数値目標は議論をすれば良いと思う。委員のおっしゃるろう者の手話は言語であるという主張は分からない人には分からないと思う。しかし、そこには今までの歴史があって条例を作ろうという動きがある。個人的には県は県の役割があり、長浜市には長浜市の役割があるので、それぞれがやるべきことをやれば良いのではと思う。

(2) しょうがい者虐待防止について

資料(虐待の個別事例に関する資料については個人情報を含むため公表なし)により、虐待件数の推移及び虐待の個別事例、虐待通報があった際の市の対応方法について事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

施設における虐待について、不適切な支援として市に通報されて市の方で虐待に当たるかどうか調査をされるのであると思うが、その後のモニタリングについ

て、施設内でも公平性を高めるため、公表や、家族への説明等が行われているかということもモニタリングの項目に入れて注視していく必要があると思うがどのようにお考えか。法人の理事会や評議員会で説明が行われていたり家族への説明があったかという点についても確認をされているのかお伺いしたい。

(事務局)

モニタリングの際に会議録も確認をして、上部の組織の会議体から施設単位の会議体まで情報共有がなされているかの確認をしている。

(委員)

基本的に通報と申請主義により虐待の実態が発覚するというケースが多いと思うが、待ちの姿勢ではなく通報がなくても、市に虐待防止センターの機能があるのだから虐待防止センターとしてアウトリーチを行うべきだと思う。本来であればしょうがい福祉課から分かれて、アドボケーターのような自由に動ける制度を活用して積極的に聴取や調査を行っていく姿勢が市の虐待防止センターにあるのかお伺いしたい。

(事務局)

外部への働きかけとして、虐待防止について各事業所への啓発を行っており、事業所としても虐待防止に関する取組が義務化されており、実施されている。そういった取り組みについて、基幹相談調整センターを通じて働きかけを実施している。長浜市の虐待防止センターについては、おっしゃるとおり市が直営で設置している。全国的にみれば第三者への委託により市から離れて実施されている事例も承知しているが、当市としては直営で大きな案件になれば県とも連携しながら指導等を行っている。

(委員)

個人的に引かかる点を言えば、当事者と一番近いのは家族であり、家族から虐待の当事者である施設職員に今後の関係性もあるので直接調査をしないしてほしいというのはどうかと思う。本当に当事者の立場に立ってその家族を越えて指導をしていけるかが重要だと思う。問題は解決してほしいが、ことを荒立てないでほしいというのは古い考えであって、障害当事者性を背景とする虐待防止センターであれば、そんなことを言っている場合ではなく職員にきちっと聞き取りを行う責務があると、家族の思いを乗り越えるようなケースワークをしないといけないと思う。

(事務局)

今回事例にあげているケースでは家族だけでなく本人も職員に直接話しを聞くことはしないしてほしいという希望があるため、職員に直接話しをすることはしていない。

(座長)

委員がおっしゃるように、家族がことを荒立てないでほしいという場合にそこで引き下がるのは問題だと思う。今回のケースでは本人も希望しているということとで致し方ないとも思うが、ケースの真の実態が分からないので一概に良いとも

悪いとも判断できないが、本人も希望されているのであれば何か事情があるのではないかと思う。

(事務局)

別件では、様々な手法を通じて職員本人に間接的な言い方で支援方法について指摘を行う場合がある。本件についても継続して同様の事例がみられる場合には、直接職員に接触し、再発防止を促していきたいと考えている。

(3) 長浜市しょうがい福祉プランの策定について

別紙資料により事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

老障介護という言葉を先日テレビで聞いた。しょうがいのある子とその親が高齢化しており、親亡き後の生活が問題視されている。長浜市としてはこれから老障介護への対応についてどのように計画しておられるのか。育成会でも高齢化が進んでおり、親亡き後のプランが全く見えてこない状況である。長浜市はどうお考えかお伺いしたい。

(事務局)

施設から地域へという流れがある中で、グループホームがまだまだ足りていないと感じている。まずはアンケート等によりニーズ把握を行い、不足するサービスについてプランの中でどうしていくか方針をたてていく必要があると考えている。具体的にどうするかということはまだ決められていない。

(委員)

緊急的、長期的に考えていく必要がある。いざとなったときにプランがなければ対処することができない。老障介護もプランに盛り込んで対応策を考えていただきたい。

(委員)

いままでのやり方はころっと変わっていく。誰かに預けるとか、誰かに世話をしてもらうとか、昔から親亡き後の支援をどうするかが問題としてあげられてきた。入所施設系の人たちがいたり、入所を否定して地域で暮らすための方策をどうするか考えたり、行政にも要望を突き付けてきたりもした。そういった歴史から、福祉サービスは措置の時代からいろいろな形で支援したり、相談したり、資源のないところには資源をつくるといったように、いろいろな課題と問題と向き合うことで現在の形が構築されてきた。方向性としては社会的な要因で入所したり、入院したりを続けなくて地域の中で生きていくためのしょうがい福祉プランという方向をみんなが目指しているという意味ではかつてよりは不公正が見えてきている。しかし、その次はその質とその質の足を引っ張るような虐待があったりする。一方では立派な建物を建てたが、一方では職員による虐待があったり

する。ここで虐待の報告を受けるように、施設に見合うようには職員の質が向上していったいないのが現状である。そういった虐待等をなくしながら地域で暮らしていけるように施設を充実させるのがしょうがい福祉プランの最終形であると考えている。共生社会の実現というのが最終目標にはあるが、実際はなかなか困難であると思う。だが、その方向性を失いたくはないと思っている。

(委員)

長いしょうがい福祉の歴史を振り返ってみると、やはり変わってきていると感じる。サービス等は増えてきたかもしれないが、人の気持ちというのが置き去りになってきているように感じる。そこがなく、本当に業務としてこの時間従事していれば良いというような気持で福祉に携わっていると虐待等の問題が起こる。一般企業も参入してきており、数は増えてきたが中身が伴っていないということがないようにチェックしながら地域としてもやっていくべきだと思う。

(座長)

30年前から福祉の仕事に携わってきている人はそれが仕事ではなかったところからスタートしており、運動としても携わってきた人たちであるが、今では資格を取って仕事としてやっているという形なので、雰囲気は以前と違うのは事実としてあると思う。そこで単なる仕事ではないということを伝えていくことが大切だと思う。ただそれと同時に人手不足という点も深刻な問題であるので、どちらも必要であると思う。そこをどうするかということについて答えは分からないが、問題として共有している。

老障介護と同様にひきこもりの分野では8050問題という言葉は何年か前から使われている。起こっていることは同じで色んな分野で問題として認識されていると思うが、認識されているところで止まってしまっているのが現状である。

(委員)

育成会は、初めは手をつなぐ親の会として親同士団結して親亡き後にも暮らせるように入所施設を建設するように全国で大きな動きをされていた。しかし、入所施設ではない形で、地域で生きていくという方法を試行錯誤し始めている時代を迎えたことにより、その方針だけでは難しいのではないかと思う。親亡き後の不安はよく分かるが、例えば就労を中心に地域型の方策を苦労して模索しているところかと思う。これしか方法がないということではなく、本人が手法を選べるような社会資源が長浜市にもあると良いと思う。一概にしょうがい福祉プランに書き込むことは難しいと思うが、今まで福祉に携わっていない事業所も増えてきている中で、その正当性や福祉のあり方を担保していくことが必要であると思う。

(事務局)

地域で暮らすということで制度整備が進められてきたと思うが、老障介護や8050問題のような複合的な問題が長浜市でも出てきている。長浜市ではそういった問題に対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組んでおり、それぞれ縦割りで対応していた問題に対し、横の連携を強め、それぞれの制度を活用しな

がら地域で暮らす家庭を支えようという事業を実施している。あとは地域での資源がより増えていけば、地域で暮らせる仕組みが実現できるのではないかと考えている。

(4) その他

委員からのご意見、質問はなかった。

事務局より、手話啓発動画の案内及び、次回会議を手話言語条例、長浜市し
ょうがい福祉プランの進捗に合わせて開催する旨の報告を行った。また、本
日の議事について随時ご意見をいただきたい旨をお伝えした。

5. 閉会

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。

《終了》